

東京中央日本語学院(TCJ) 留学生向けVIPプライベートレッスン申込規約

必ず下記内容及び併せて交付する各書面を十分にお読みになった上でお申し込みください。

当規約に定めのないものについては、各種パンフレット、WEB サイト等の定めによるものとします。

1. 本学院の名称及び所在地

(名称)東京中央日本語学院(学院長)中澤 匠
(住所)〒160-0016 東京都新宿区信濃町34トーシン信濃町駅前ビル 4階
(電話)03-3354-5001(FAX)03-3354-5002

2. 個人情報の取り扱いに関して

本学院は、お客様の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び本学院のプライバシーポリシー【<https://tcj-education.com/ja/privacy-policy/>】に従い、適切に取り扱います。

3. 講座受講料及び支払時期

(1)講座の料金、契約期間等の詳細は、本学院が別途交付する書面「留学生向けVIPプライベートレッスン料金表」をご参照ください。

(2)前項に定める講座の料金については、その合計金額(消費税を含みます)を受講開始前に銀行振込若しくはクレジットカード払いにより一括で納入いただきます。原則として、本学院の窓口での現金でのお支払いは受け付けておりませんので、ご容赦ください。なお、振込によりお支払いいただく場合、振込に係る手数料はお客様の負担となります。

4. 講座内容及び受講期間

(1)各コースの詳細は本学院が別途交付する書面「留学生向けVIPプライベートレッスン」をご参照ください。

(2)受講期間(時間)はお申込み内容に準拠いたします。契約で定めた期間において、本学院は講師及び設備のアサインを行いますので、受講生には受講義務が生じます。

(3)受講は通学・オンラインのどちらでも可能です。但し、社会情勢やその他の要因により、本学院にて受講形態を指定させていただく場合もあります。

(4)Eメールアドレスをご提供いただけない場合、またインターネット接続環境をご用意いただけない場合、学習や本学院からの情報提供に支障が生じますので予めご了承ください。

(5)プライベートレッスンの受講期間は、以下の通り定めるものとします。上記の受講期間内に消化されなかった未受講分の受講料については、返金の対象外とします。

①事前申込(入学前):当該学生が所属する留学の正規課程の開始日から1年間

②通常申込(入学後):プライベートレッスン受講開始日より1年間

5. 申し込みの取り消し(クーリングオフに関する事項)

受講希望者は以下の規定に従い、その申し込みを取り消すこと及び本学院から購入いただいた教材等(特定商取引法に定める関連商品に限り、以下「商品」といいます。)の購入契約を取り消すこと(併せて、以下「契約解除」といいます。)ができます。

(1)クーリングオフの対象は、受講する場所が日本国内の方に限ります。日本国外で受講をする方は対象外となります。

(2)お客様は、お申込み後、本学院から、クーリングオフの権利その他所定の事項を記載した法定の契約書面を受領した日を起算日として8日以内であれば、契約解除(クーリングオフ)が行えます。契約解除を行う場合には、期間内(8日以内の消印有効)に本学院宛に書面にて通知ください。(郵送のみならず、電子メール等の電磁的記録による方法も認められます)。書面以外での申込の取り消しは承ることができません。

(3)本学院が契約解除に関し、不実のことを告げる行為をしたことにより受講希望者が誤認をし、又は威迫したことにより困惑し契約解除が行われなかった場合には、再度クーリングオフの権利 その他所定の事項を記載した書面を受領し、説明を受けた日から起算して8日以内であれば書面により契約解除を行うことが可能です。

(4)契約解除は、書面を発送した時にその効力を生じるものとし、本学院は、契約解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求いたしません。商品の引き取りや返還に要する費用は本学院が負担いたします。

(5)受講開始後であっても、本学院は、受講契約に基づく授業料その他役務の対価及び商品の代金等の金銭の支払いの請求をいたしません。

(6)納入された授業料及び商品代金等の諸経費は速やかに全額をお返しいたします(商品の返送が必要である場合は、返送後、返送料を含め全額をお返しいたします。)

なお、返金は原則銀行振込となり、振込手数料は、返金額から控除するものとします。

(7) 受講希望者が個人で使用する消耗品や個人の意思で購入する参考書等は返金の対象外となります。

6. 申し込みの取り消し(授業開始前のキャンセルに関する事項)

当校からクーリングオフの権利その他所定の事項を記載した法定の契約書面を受領した日から8日経過し、かつ初回授業開始前までに、諸事情によってキャンセルが発生した場合、以下の規定で取り扱うものとします。

(1) 受講する場所が日本国内の方は、当校からクーリングオフの権利 その他所定の事項を記載した法定の契約書面を受領した日から8日経過した日から初回授業開始前までに解約を申し出た場合は、事務手数料15,000円(税込)を除いた額を返金します。なお、返金は原則銀行振込となり、振込手数料は、返済金から控除するものとします。

(2) 留学生向けVIPプライベートレッスンにおいて講師手配、講師との授業内容の打ち合わせに関わる費用として事務手数料15,000円(税込)をお支払いいただきます。こちら手配後の費用については全額、返金の対象外となります。ただし当校の何らかの責により申込後に受講サービスの提供まで至らなかった場合については事務手数料を含め全額返金とします。

7. 休止

諸事情により休止を希望する場合には、以下の規定で取り扱うものとします。

(1) 休止のお申し出は、1カ月以上の期間から受領いたします。休止開始希望日の1か月前までに、電話、来校いずれかの方法でご相談、ご連絡ください。

(2) 休止は最長6カ月とします。6カ月を過ぎてご連絡がない場合、初回契約の未消化分については、[8.中途解約]の規定に基づいて解約金を請求させていただく場合がございます。

(3) 休止をご希望の場合、同じ講師のスケジュール確保が困難になる場合がございます。講師変更の可能性がありますことを、ご了承ください。

8. 中途解約

クーリングオフ期間経過後においては、受講生は受講期間の途中であっても、解約手数料のお支払いをいただくことで中途解約及び商品の購入契約の解除をすることができます。その際は以下の規定で取り扱うものとします。

(1) 既受講を開始した受講生は、本学院に申し出ることによって中途解約することができます。この場合、本学院所定の解約届けの提出をお願い致します。

(2) 中途解約が申し出られた場合は、未消化分の講座に係る受講料(時間単位)及び商品の購入代金の合計金額から解約手数料を控除した金額を返金します。なお、返金時は原則銀行振込となり、振込手数料は返金額から控除するものとします。

(3) 特定商取引法の定める解約手数料については、50,000円又は契約残高の百分の二十に相当する金額のいずれか低い方の額とします。

(4) 消化分の講座に係る受講料及び商品の購入代金については返金いたしません。

9. 解約

万一、当規約、本学院が交付するパンフレット、本学院ホームページ掲載の各種規約もしくは法令等に違反する行為、又は暴行もしくは暴言等により、著しく校内の秩序を乱す行為を行われた場合、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと本学院が判断した場合、本学院は何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解除し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、校舎への立ち入りを禁止する場合があります。

なお、解約に伴う返金額は、前記[8.中途解約](3)を準用いたします。

10. 著作権

(1) 本学院が受講生に提供する教材(テキスト、レジュメ、講義を収録した映像又は音声データ、その複製物及びその他一切著作物、以下「TCJ教材」といいます)に関する著作権、その他知的財産権は本学院又は権利者に帰属しております。

(2) TCJ教材又はその複製物を第三者に販売(オークションへの出品を含みます)、贈与及び貸与(有償・無償を問いません)することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。また、無断でTCJ教材を研修などの目的に利用することも禁止いたします。上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、民事及び刑事上の措置をとらせていただきます。

(3) 教室及び本学院内において講義内容等を収録(録画・録音等)することはできません。

11. その他

(1) 地震・火災・停電等の災害が発生した場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他や

むを得ない事情により、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。

(2)前受金の保全措置を特段講じてはおりませんが、資金移動及び支出なしの三菱UFJ銀行口座にて、ご入金額全額を保管しております。

(3)受講途中であっても、予告なしに担当講師の変更、講義内容の追加・修正を行う場合があります。

(4)学校都合により、校舎の閉鎖・移転、クラスの閉鎖等でレッスン継続が困難になった場合は、未受講分をご返金いたします。

(5)当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。受講生と本学院との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. 当規約の変更

(1) 本学院は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、当規約は予告なく変更することがあります。

①当規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

②当規約の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(2)本学院は、当規約を変更しようとする場合、当規約の変更の効力発生の1ヶ月前までに、当規約を変更する旨及び変更後の当規約の内容並びにその効力発生日を本学院のホームページ等に掲載する、又は、その他本学院が適当と判断する方法により、それらの事項をお客様に通知するものとします。

【2026年4月10日】